# 特許ライセンス契約と独禁法の域外適用



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師 西口 博之

## 目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 特許ライセンス契約とその発展
  - 1. 国際ビジネスの変化と特許ライセンス
  - 2. 最近の島野製作所対アップル社事件
- Ⅲ. 特許ライセンスと独禁法上の問題
  - 1. 共同開発と特許権
  - 2. 優越的地位濫用によるリベート
  - 3. アップル社事件と独禁法上の問題点
- Ⅳ. 独禁法の域外適用
  - 1. 経済法と域外適用
  - 2. 独禁法と域外適用
  - 3. 独禁法第6条と域外適用
- V. 特許ライセンスと独禁法上の今後の課題
  - 1. アップル社事件と独禁法の域外適用
  - 2. 特許ライセンス契約についての問題点
- Ⅵ. おわりに

### I. はじめに

国際ビジネスにおける特許ライセンスが独禁法に絡む紛争は、これまで主としてその特許ライセンス契約の制限条項等を巡るものが多かったが、昨今はその契約の実施に絡む紛争等より多様

化している。

最近、米国の多国籍巨大企業と我が国の中小企業との間で、その特許ライセンス契約に絡む特許権侵害事件とその特許が関連する商品の取り扱いについての独禁法違反事件が話題を呼んでいる。

本稿では、その米アップル社事件の中で、特許ライセンス契約における特許権の共同開発に絡む紛争とその特許に関連する取引の独禁法違反事件について、裁判の中で明らかとなっている争点と今後の成り行き等に関して論じ、独禁法違反が認められた場合の独禁法の域外適用の問題点等について論ずるものである。

#### Ⅱ.特許ライセンス契約とその発展

#### 1. 国際ビジネスの変化と特許ライセンス

国際ビジネスの対象が、従来のモノからサービス・技術等情報へと拡大するに伴い、特許・ノウハウ等のライセンス契約の重要性が増してきた。

それも当初は我が国が外国からの技術の導入が中心であったものが、我が国の技術が海外に移転される等国際ライセンスの内容も変化している。

知的財産権法は特許・ノウハウ等に係る知的財産を保護しそれを独占的に利用する権利を与えることにより、産業の発達ないし文化の発展に寄与することを目的としている。

一方、独占禁止法は、私的独占、カルテル、不公正な取引方法など競争を制限・阻害する行為 を禁止すること等により、公正かつ自由な競争を促進し、事業活動を盛んにし、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的で健全な発達の促進を図ることを目的としている。

我が国の独禁法は、知的財産権法と独占禁止法との関係について、その第21条に「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」と規定している<sup>1</sup>。

この規定は、知的財産権法と独占禁止法が補完関係にあることを前提として、前者による権利の行使と認められる行為には後者を適用しないことを、すなわち、知的財産保護の趣旨を超える知的財産権法による権利の行使とは認められない行為には独占禁止法が適用されることを定めている。

特許ライセンス(実施権・許諾)契約の制限条項を巡っては、公正取引員会が昭和43年5月に「国際的技術基準導入契約に関する認定基準」を公表し、国内の特許ライセンス契約にこの基準が適用されてきた。この認定基準は、その後平成元年に改訂され、平成11年8月に公正取引員会の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」と言う形で公表されている(旧ガイドライン)。更に、平成19年9月28日には「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針」(新ガイドライン)がこれにとって替わっている<sup>2</sup>。

#### 2. 最近の島野製作所対アップル社事件

(1) 事件の概要とその経緯

米アップルに部品を供給していた島野製作所は、平成26年8月1日アップル社に対して独占禁

<sup>1</sup> 伊従寛・矢部丈太郎『独占禁止法の理論と実務』青林書院(2000年)305頁以下。

<sup>2</sup> 根岸哲「知的財産権法と独占禁止法―ライセンス契約を中心として―」『自由と正義』第40巻第1 号29頁以下。